



各分科会の報告・提言について

平成26年8月21日

桑名市子ども・子育て会議分科会について

【分科会設置の趣旨】

- 計画策定にあたっては、子ども・子育て支援について桑名市全体として取り組むべきこと・やらなければならないことを整理をしていく必要がある。
- 分科会では、これまでの議論を踏まえて、小グループでの綿密な議論と専門的な見地から実効性のある課題解決に向けた方策を検討する。
- 分科会での審議の経過やとりまとめたものについては、全体会議に報告する。

○桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第42号）
（委員長及び副委員長）

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（分科会）

第7条 子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長を置き、委員長が指名する。

4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、委員長の指名する分科会の委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は分科会長の職務について、前条の規定は分科会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「分科会長」と、第5条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

桑名市子ども・子育て会議分科会の設置

会議での議論を踏まえ、
3つの分科会を設置

子どもが主人公分科会



【検討の視点】

※会議でのグループ発表等をもとに

- ・子どもが主人公の計画であること
- ・桑名で生まれて育ってよかった
- ・桑名で育ちたい
- ・子どもの育ち合う など

実行力のある計画に
するという視点

社会資源・環境・条件
を丁寧に整備する
という視点

行政で実施すること、
地域やボランティア等
で実施した方が望まし
いことを整理する視点

育てる側を育てる・支援する分科会

【検討の視点】

※会議でのグループ発表等をもとに

- ・子育てを楽しむことができる
- ・桑名で子育てしてよかった
- ・桑名で育てたい
- ・親への支援
- ・自己肯定感や安心感 など

地域の子育て力を育てる分科会

【検討の視点】

※会議でのグループ発表等をもとに

- ・みんなで育ち合う桑名
- ・桑名で産みたい ・子どもを守りたい
- ・地域の子育て力の向上
- ・子育てに対する機運の醸成 など

各分科会での検討について

分科会での検討



- 分科会では、まず、ニーズ調査の結果などを基に、分科会として課題の共有化を行う。
- 共有化した課題について、解決に向けた方策の検討を行う。この方策については、行政の取組みのみならず、地域や保護者などの取組みについても検討する。
- 分科会で検討した「課題」、「解決に向けた方策」については全体会議で報告いただき、これをもとに、事務局で精査を行って、計画に位置付ける施策や事業に落とし込んでいく。
- 検討にあたっては、ニーズ調査やヒアリング・ワークショップの結果や次世代育成支援行動計画の進行管理なども参考にしながら、検討をすすめていただきたい。